

議案第25号

鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について

鳥取県行政不服審査会共同設置規約の一部を変更することに関し協議することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年6月11日提出

日野町長 近藤 宏

鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更が必要な理由と概要

1. 理由

米子市日吉津村中学校組合が令和8年3月31日をもって解散したことに伴い、鳥取県行政不服審査会共同設置規約の構成団体から同組合を削除するため、本規約を改正する必要がある。

2. 概要

鳥取県行政不服審査会は、行政不服審査法第81条第4項の規定に基づき日野町を含む複数の地方公共団体が共同で設置する機関である。共同設置に関する事項は、地方自治法第252条の8の規定により、規約で定めることとされている。

米子市日吉津村中学校組合は、令和8年3月31日をもって解散し、その事務は米子市に承継された。これに伴い、同組合が構成団体として参加していた鳥取県行政不服審査会の共同設置規約について、構成団体から同組合を削除する改正が必要となる。

3. 内容

規約別表に規定する鳥取県行政不服審査会の構成団体から米子市日吉津村中学校組合を削除する。

4. 附則

この規約は、改正後の鳥取県行政不服審査会共同設置規約別表に掲げる市町村、一部事務組合及び広域連合並びに鳥取県の協議が調った日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

鳥取県行政不服審査会共同設置規約の一部を改正する規約（案）

鳥取県行政不服審査会共同設置規約（平成28年鳥取県告示第226号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表（第1条関係） 倉吉市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取県西部広域行政管理組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合、日野町江府町日南町衛生施設組合、日野病院組合、境港管理組合、鳥取中部ふるさと広域連合、南部箕蚊屋広域連合、鳥取県後期高齢者医療広域連合</p>	<p>別表（第1条関係） 倉吉市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取県西部広域行政管理組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合、日野町江府町日南町衛生施設組合、<u>米子市日吉津村中学校組合</u>、日野病院組合、境港管理組合、鳥取中部ふるさと広域連合、南部箕蚊屋広域連合、鳥取県後期高齢者医療広域連合</p>

附 則

この規約は、改正後の鳥取県行政不服審査会共同設置規約別表に掲げる市町村、一部事務組合及び広域連合並びに鳥取県の協議が調った日から施行し、令和8年4月1日から適用する。